

(平成 21 年 第 2 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会 谷川組合長挨拶)

と き 平成 21 年 8 月 17 日(火) 午後 1 時 30 分

ところ 北海道自治会館 6 階 特別会議室

本日、ここに平成 21 年第 2 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、衆議院議員選挙の公示日を明日に控える中、公務大変ご多用のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

又、議員各位におかれましては、折からの経済不況の影響から道内経済が悪化し、自治体の内外に行政課題も山積する中、それぞれの地域においてその発展と住民福祉の向上を図るため、日々英知を傾けられ、懸命なるご努力をされておりますことに対し、深甚なる敬意を表しますと共に、本組合の議員として組合運営の推進にご尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、本日の定例会にご提案いたします案件につきましては、先に皆様方に送付いたしました会議案にてご承知いただいているものと存じますが、以下、恒例により当組合の現況報告と共に、提出議案の大要について申し述べ、ご審議に際しての参考に供したいと存じます。

まず、組合の現況についてであります。

平成 21 年度における予算執行などの状況につきましては、皆様のお手元に監査委員からの出納検査調書によるご報告がありますので、ここでは詳細な説明は省かせていただきますが、予算の進捗状況につきましては、本年度の 3 分の 1 を経過した 7 月末現在において、予算総額のうち、歳入ではその 33.9%、歳出では 5.0%が執行されております。

この結果、収支差引は 103 億 2 千万円余の残高を保有しており、退職者への給付業務にも支障を来すことなく、組合財政は順調に推移いたしております。

また、7 月末現在における退職者への給付業務につきましては、退職者数で去年同期と比べ 9.4%の増加となっており、退職手当の額では同じく 16.7%の増額という状況で推移しておりますが、これらの詳細につきましては、後ほどお手元の出納検査調書をお目通しいただきたいと存じます。

次に地方自治法第 180 条の規定に基づく専決処分の報告についてであります。その内容は当組合職員に係る給与改定措置に関するものであります。

この給与改定に関する取り扱いにつきましては、従来から、予め当組合議会において指定された事項として専決処分を行ってまいりましたが、今回も国家公務員の給与改定に準じ、5 月 28 日付にて専決処分を実施しましたので、今回ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第 179 条第 1 項に基づく専決処分の報告とその承認についてであります。その処分内容は、当組合に加入する一部事務組合のうち 5 団体が解散脱退し、新たに設立された広域連合が加入するという組合規約の一部変更に伴う専決処分でありまして、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づきご報告、ご承認を得ようとするものであります。

次に、平成 20 年度歳入歳出決算認定についてであります。まず、歳入総額は 332 億 7,324 万 7 千円となっており、それに対し歳出総額は 322 億 573 万 2 千円で、この結果、歳入歳出差引 10 億 6,751 万 5 千円余の剰余金が生じたので、その全額を給付準備金へ積み立てることといたしましたので、ご了承賜りたいと存じます。

なお、この決算の内容につきましては、去る 7 月 17 日、森・竹田両監査委員の審査を了し、そのご意見を得て本日、議会の認定に付する次第であります。

次に、条例の一部改正案についてであります。その 1 は「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案」その 2 は、「職員の旅費に関する条例の一部改正案」でありまして、国家公務員や北海道職員の例に準じ、それぞれ職員の勤務時間、旅費について所要の改正を行うというものであります。

以上、提出議案について、その大要を申し述べましたが、詳細につきましては事務局長等をして説明いたさせますので、よろしくご審議をいただき、いずれも原案通りご決定賜りますようお願い申し上げます。